

総社市告示第29号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>軽自動車税</u> (5)～(18) 略</p>	<p>(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>軽自動車税種別割</u> (5)～(18) 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。